解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

静岡県富士宮市上条二〇五七番地

財団法人日蓮正宗教学護法財団

代表清算人　八木　日照

代表清算人　水島　公正

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

山口県宇部市港町一丁目一二番一二号

特例財団法人宇部海員会館

代表清算人　内田　英明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに青森県知事の認可により平成二十五年四月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

青森県十和田市穂並町一〇番七号

医療法人純仁会

清算人　稲本由歌子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年四月十七日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

埼玉県本庄市本庄三丁目五番三号

本庄市土地開発公社

代表清算人　吉田　信解

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

大阪市中央区本町一丁目四番五号

財団法人保証協力会

代表清算人　坂口　壽一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

兵庫県美方郡香美町香住区香住一〇七番地

職業訓練法人香美町職業訓練協会

清算人　伊藤　基嗣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

高知県高岡郡中土佐町久礼六六〇二番地二

財団法人中土佐町地域振興公社

代表清算人　池田　洋光

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木七六四番地一

財団法人佐賀県緑化流通センター

代表清算人　富安　正彦

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年四月十八日大分県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

大分県国東市安岐町中園一〇〇

清算法人安岐土地改良区

代表清算人　後藤耕一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日開催の理事会の決議を経て、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

宮崎県宮崎市橘通西一丁目一番一号

財団法人宮崎市花のまちづくり公社

代表清算人　松尾　則慶

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

財団法人小山市まちづくり協会

代表清算人　高松　守一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月二十四日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十五年三月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

埼玉県坂戸市伊豆の山町二二番一〇号トー

タマンション一階　医療法人幸宏会

清算人　河村　宏一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

千葉市中央区市場町一番一号

財団法人千葉県地域ぐるみ福祉振興基金

代表清算人　川島　貞夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月二十五日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）から平成二十五年七月十八日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

東京都港区六本木七丁目二一番八号霞山ビル三〇二号　財団法人日本オペレッタ協会

清算人代表　山本　時雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

財団法人小山市まちづくり協会

代表清算人　高松　守一